

平成 29 年 7 月 25 日

市町支援課財政担当（基準財政需要額）  
担当者 村田、大串、川崎  
内線 1341 直通 0952-25-7024  
E-mail shimachishien@pref.saga.lg.jp

税政課市町税政担当（基準財政収入額）  
担当者 上村、田中  
内線 1344 直通 0952-25-7320  
E-mail zeisei@pref.saga.lg.jp

## 平成 29 年度普通交付税等決定額（佐賀県市町分）をお知らせします

### 1 普通交付税等交付決定額

- (1) 普通交付税交付決定額 87,059,343 千円  
(2) 臨時財政対策債発行可能額 12,036,249 千円

○対前年度比較

(単位：千円、%)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	増減額	増減率	全国市町村総額の率
基準財政需要額 A	178,627,568	180,778,930 (178,715,133)	△2,151,362	△1.2	2.8
基準財政収入額 B	91,427,310	90,599,444 (88,518,994)	827,866	0.9	4.5
交付基準額 (A-B) C	87,200,258	90,196,139	△2,995,881	△3.3	△0.6
調整額 D	140,915	147,018	△6,103	△4.2	—
<調整率>	<0.000788884>	<0.000822655>			
普通交付税額 (C-D)	87,059,343	90,049,121	△2,989,778	△3.3	△0.6
臨時財政対策債発行可能額	12,036,249	11,753,996	282,253	2.4	13.0
計	99,095,592	101,803,117	△2,707,525	△2.7	1.9

注) ※ ( ) 書きは財源超過団体（平成 28 年度は玄海町のみ。平成 29 年度は該当団体なし）を除く数値。

※調整額は、財源不足額の合算額（全国計）が普通交付税の総額を超える場合に、総額にあわせるために減額する額。団体ごとに基準財政需要額に調整率を乗じて算出する。

※臨時財政対策債は、地方財源の不足に対処するため、平成 29 年度から平成 31 年度の間、地方財政法第 5 条の特例として発行されるもの。（平成 13 年度から平成 28 年度の間においても同様に発行）

◆ 上記の市町別決定額等の詳細は、別紙 1 のとおり。

[概要] 平成 29 年度佐賀県（市町分）の普通交付税等の状況

- 普通交付税は対前年度比 3.3%減（平成 28 年度以来 2 年連続の減）
- 普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額では対前年度比 2.7%減  
（平成 26 年度以来 4 年連続の減）

(1) 今年度の普通交付税の特徴

- 基準財政需要額は、21 億 5 千万円（△1.2%）の減。
- 基準財政収入額は、8 億 3 千万円（+0.9%）の増。

なお、交付税の増要因、減要因ごとに見た基準財政需要額、基準財政収入額の特徴は次のとおり。

区分	基準財政需要額	基準財政収入額
交付税 増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉費の増 +13 億 4 千万円（+6.2%） （単位費用の増等）</li> <li>・ 高齢者保健福祉費（65 歳以上人口）の増 +2 億 9 千万円（+1.6%） （測定単位の増等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税交付金の減 △6 億 7 千万円（△5.1%） （消費税交付金見込額の減）</li> <li>・ 配当割交付金の減 △1 億 8 千万円（△44.7%） （配当所得の減）</li> </ul>
交付税 減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括算定経費（人口）の減 △8 億 7 千万円（△3.7%）</li> <li>・ 地域経済・雇用対策費の減 △5 億 2 千万円（△44.1%）</li> <li>・ 地域振興費（人口）の減 △4 億 6 千万円（△9.3%）</li> <li>・ 高齢者保健福祉費（75 歳以上人口）の減 △3 億 5 千万円（△3.5%）</li> <li>※いずれも単位費用の減等による</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村民税（所得割）の増 +8 億 2 千万円（+3.2%） （単位税額及び納税義務者数の増）</li> <li>・ 固定資産税（家屋）の増 +4 億 5 千万円（+2.9%） （新築家屋の増）</li> <li>・ 固定資産税（償却資産）の増 +3 億 4 千万円（+4.1%） （設備投資の増）</li> <li>・ 自動車取得税交付金の増 +1 億 3 千万円（+53.1%） （エコカー減税の対象基準変更）</li> </ul>

- 合併算定替の適用
  - ・ 平成 16 年度以降に合併した 10 市町（佐賀市、唐津市、武雄市、小城市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、みやき町、有田町、白石町）については、いずれの団体においても合併算定替\*の額が一本算定の額を上回るため合併算定替を適用している。

- ・ 合併算定替による増加需要額は次のとおり。 (単位：千円、%)

区分		平成 29 年度	平成 28 年度
合併算定替	A	68,639,191	71,503,352
一本算定	B	62,937,783	63,228,699
合併算定替による 増加需要額	C (A-B)	5,701,408	8,274,653
増加率	C/B*100	9.1	13.1

< 合併算定替について >

合併算定替とは、合併前の旧市町村単位で算定した財源不足額の合計額と合併後の新市町で算定した財源不足額（一本算定）とを比較して、前者の算定額が大きい場合に、その財源不足額の合計額を当該市町の財源不足額として交付税を算定する特例措置である。

上記の特例期間は合併後最大 10 年間で、続く 5 年間は激変緩和措置が行われ、段階的に縮減をしながら一本算定に移行していくことになる。

- ・ 平成 27 年度から 5 団体（佐賀市、唐津市、小城市、みやき町、白石町）で
- ・ 平成 28 年度以降、全ての合併団体において縮減が行われている。

(2) 各市町の普通交付税の増減状況

各市町の普通交付税額は、基準財政需要額、臨時財政対策債振替額及び基準財政収入額の相違等により差が生じている。対前年度比で、5 市町（本年度不交付団体から交付団体に転じた玄海町を含む）が増加、15 市町が減少となっている。

なお、増減率の大きな団体（上位 5 団体）は次のとおり。

団体名	増減率	増 減 理 由
鳥栖市	△20.2%	市町村民税（所得割）、（法人税割）の増等
大町町	11.2%	市町村民税（法人税割）の減、地方債元利償還金の増による公債費の増等
小城市	△ 6.0%	地方債元利償還金の減による公債費の減、市町村民税（所得割）、（法人税割）の増等
吉野ヶ里町	△ 5.5%	市町村民税（法人税割）、（所得割）の増、包括算定経費（人口）の減等
多久市	△ 5.1%	地方債元利償還金の減による公債費の減、市町村民税（法人税割）、（所得割）の増等

(3) 不交付団体から交付団体になった団体

平成 7 年度以降、不交付団体であった玄海町は、本年度 23 年振りに交付団体になった。その要因は基準財政収入額の減によるもの。

○ 基準財政収入額の主な減要因は次のとおり。

・固定資産税（償却資産）の減：△1 億 1 千万円（△8.1%）

（玄海原発施設の減価償却による減及び安全対策工事により不必要になった設備を除却したことによる減。）

※玄海町は昭和 51・52 年度、昭和 57～62 年度、平成 7～28 年度が不交付団体。

2 地方特例交付金交付決定額 449,913 千円

（対前年度比 +45,415 千円（+11.2%））

※地方特例交付金は、各都道府県及び各市町村の個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を行うことによる減収見込額を補填するもの。